

メニュー別排出係数について

1. 基本的考え方

- 熱供給事業者は、メニュー別排出係数の公表を希望する場合には、メニュー別排出係数を算出し、事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数と併せて、国に提出する。
- メニュー別排出係数の公表を希望する熱供給事業者は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」のメニュー別排出係数を作成する。その際、「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」を作成するに当たっての料金メニューは、実際の販売に供する料金メニュー（以下「販売メニュー」という。）の一部を取り出したり、複数の販売メニューを類型化したりする等の方法により設定する。
- なお、メニュー別排出係数について、事業者別として単一のメニューで排出係数を報告することも可能である。その際、係数算出の方法は事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数と同様である。
- 国は、熱供給事業者から提出されたメニュー別排出係数の内容を確認し、当該熱供給事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数としてメニュー別排出係数をウェブサイトにて公表する。

2. メニュー別基礎二酸化炭素排出量及びメニュー別調整後二酸化炭素排出量（以下「メニュー別二酸化炭素排出量」とする。）の算定についての具体的な手順

メニュー別二酸化炭素排出量を、以下の方法により算定し、各々の方法による算定結果を合計する。

- (1) 一次基礎二酸化炭素排出量及び一次調整後二酸化炭素排出量（電気に係る国内認証排出削減量等を除く。）（以下「一次二酸化炭素排出量」とする。）について、熱製造に用いた燃料の使用に伴う排出量、熱製造に用いた電気の使用に伴う排出量、他の者から調達した熱に係る排出量を、それぞれ料金メニューごとの販売熱量に応じ按分する。
- (2) メニュー別基礎二酸化炭素排出量を、2.(1)で得られた料金メニューごとの一次基礎二酸化炭素排出量から、熱供給事業者等が排出量調整無効化した再生可能エネルギー熱に係る国内認証排出削減量及び電気に係る国内認証排出削減量等を控除することにより、算定する。

また、メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、2.(1)で得られた料金メニューごとの一次調整後二酸化炭素排出量から、熱供給事業者等が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等（他の者に移転した国内認証排

出削減量等を除く。)を控除することにより、算定する。

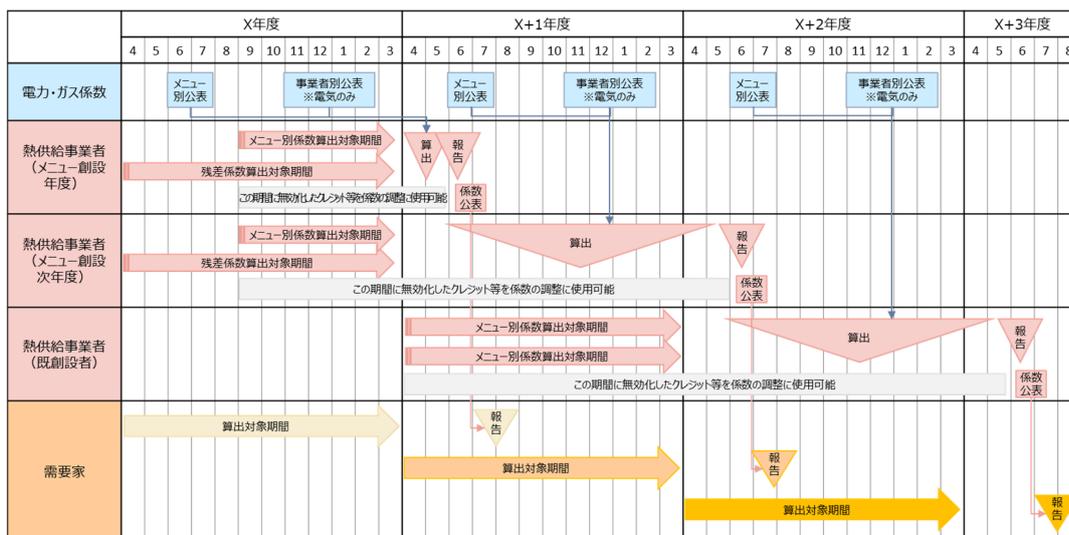
ただし、冷熱と温熱に分けてメニューを提供する際には、冷熱・温熱それぞれの一次二酸化炭素排出量（電気に係る国内認証排出削減量等を除く。）を料金メニューごとの販売熱量に応じ、按分する。熱供給事業者等が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等（他の者に移転した国内認証排出削減量等を除く。）は、任意で仕分けすることができる。

なお、冷熱とは、主に冷房・冷却に利用する熱を言い、温熱とは主に暖房・給湯に利用する熱をいう。

3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について

メニュー別排出係数の公表を希望する者については、料金メニューごとに販売する当該年度の排出係数について、以下の方法により算出等を行う。

- メニュー別排出係数の公表を希望する者（甲）は、係数算出対象年度（X年度）に甲が需要家（乙）に供給した熱について排出係数を算出し、排出量算定対象年度（X+1年度）の翌年度（X+2年度）の6月半ば頃までに国に提出する。
- 国は、X+2年度6月末頃に、乙がX+1年度実績の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表する。
- ただし、創設したメニューにより供給を開始した年度に限り、甲は係数算出対象年度（X年度）に甲が乙に供給した熱について排出係数を算出し、排出量算定対象年度の6月半ば（X+1年度6月半ば）までに国提出する。
- 国は、X+1年度6月末に乙がX年度を対象期間としたX+1年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表する。



メニュー別排出係数の算出・報告・公表のスケジュールについて